

ID: 674

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	危険物の貯蔵、取扱に関する命令		
法令名 根拠条項	消防法 第11条の5第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第11条の5第1項の規定による。 第11条の5 市町村長等は、製造所、貯蔵所(移動タンク貯蔵所を除く。)又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第10条第3項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日